

# 質問・回答

令和7年4月28日公表

調達件名	水処理センター等で使用する軽自動車
質問1	<p>今まで経費の歳入歳出予算の減額又は削除を理由に、賃貸借契約期間中に契約を解除した事例はありますでしょうか。</p> <p>また、経費の歳入歳出予算の減額又は削除の可能性はありますでしょうか。</p>
回答	<p>過去に予算の削除又は減額を事由として契約を解除した事案について、全てを把握できておりませんので、回答はいたしかねますが、下水道河川局では、直近5か年において、賃貸借期間中に契約を解除した事案は生じておりません。</p>
質問2	<p>半導体供給不足や物流網の混乱による遅延等の不測事態が発生した場合、納期遅延となる可能性もあります。遅延となった場合は、当社への指名停止等の処分や賠償請求、違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。</p>
回答	<p>履行遅延が生じこととなった場合、その理由の如何を問わず、いったん受注者から当該履行遅延に係る申出書を提出していただきます。そのうえで、履行遅延に至った事由を勘案し、契約約款第12条、第14条、第15条等の適用及び札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置等について検討することとなります。当該不履行が受注者の責めに帰する事由によるものでないと札幌市が判断したときは、契約期間の変更等に係る協議を行います。</p>
質問3	<p>自動車賃貸借は、契約期間（賃貸借期間）と車検期間にずれの生じないよう車両登録日が契約期間（賃貸借期間）の開始日となりますが、車両登録日の同日に納車することができません。</p> <p>そのため、契約期間（賃貸借期間）は車両登録日の令和7年10月1日から令和12年9月30日となりますが、納車については車両登録日以降の日程でよろしいでしょうか。その際、納車までの期間代車提供不要という認識でよろしいでしょうか。</p>
回答	<p>本調達については、車両の納入期限を仕様書7に記載のとおり令和7年10月1日としております。</p> <p>また、仕様書16(2)に記載のとおり、納入期限までの納車ができない場合は、代車による対応等について協議することになります。</p> <p>なお、代車に係る費用は受注者の負担となります。</p>

質問4	仕様書「14 メンテナンス等」に「(4) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤについては3シーズン、それぞれ経過毎に新品のタイヤを手配すること。」との記載がありますが、夏タイヤは4本、スタッドレスタイヤは8本を手配すればよろしいでしょうか。
回答	当初、納車の際に夏タイヤを装着している場合は、お見込みのとおりです。
質問5	賃貸借料の支払いについては、当該月の翌月末に支払いは可能でしょうか。 (令和7年10月分を11月末支払いとする。以下同様)
回答	賃料の請求及び支払いについては、札幌市物品賃貸借約款第7条及び第8条に規定のとおりとなります。 当該月分の請求書を翌月の10日までに提出いただき、当該請求書の受領日から起算して30日以内に支払うこととなりますので、月末払いは確約できません。
質問6	本調達の軽自動車は何年使用した車の入れ替えでしょうか。
回答	現行のリース期間は5年間です。
質問7	仕様書「14 メンテナンス等」に「(2) 定期点検、車検及び修理の期間中は、同等の代車を用意すること。」との記載がありますが、代車は足替わりの乗用車でもよろしいでしょうか。
回答	業務で荷物等を運ぶ場合もありますので、代車は同等車種(ハイツワゴン・4WD)を想定しています。なお、代車を利用する時期・期間によっては、同等車種以外でも対応可能な場合もありますので、契約後、実際に車を使用する部署の担当職員と協議してください。